

2024年5月17日

皇位継承問題について

社会民主党

・憲法の天皇制の規定は、天皇にあらゆる権限を集中させた戦前の絶対君主制への反省から生まれたものである。現代においても天皇制は、宗教的要素の強い宮中祭祀などの私的行為と国事行為を区分けして、政治利用や元首化につながらないよう、憲法が定める範囲で厳格に運営するべきだ。天皇制は、国民主権の原則の下で、主権者である国民の総意に基づいて運用されることが大前提であり、制度の維持を自己目的とした制度いじりは疑問である。

・天皇の皇位継承を「男系男子」に限る合理的な理由はなく、女性が皇位を継承すること自体を制限するべきではない。「女性差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、日本は1985年批准)を踏まえても、皇位の継承を男性に限ることは適当ではない。女性の皇位継承を認めれば、皇位継承をめぐる懸念も払拭される。

・そもそも男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的な理由はなく、皇族のあり方を見直す中で「女性皇族が結婚後も皇室の身分を保持」することや女性宮家を創設すること自体は否定しないが、皇族費の増大つながる面があり慎重に検討すべき課題と考える。

・安定的な「男系男子による皇位継承」を維持するために、旧男系皇族を復帰させることについては、さらに問題が多い。皇室典範(第9条)が養子を明確に禁じることとなった経緯を想起し、恣意的に運用される危険や皇室が肥大化し費用も増えることは明らかであり、反対である。

以上